

## 公益目的事業・実施事業について

当財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（「整備法」）第124条に規定されている移行法人であり、平成25年度（2013年度）より「公益目的支出計画」に基づいて、実施事業を行っている。

認可を受けた実施事業は、親子対象イベントとガイドブックの発行であった。

親子対象イベントは、平成27年（2015年）から年間2回開催をし、ガイドブックへの掲載園は、平成30年度版（2018年度版）から、全会員園を掲載している。



令和元年度（2019年度）の実施状況報告は別掲のとおりである。